

《平成25年1月から

復興特別所得税の課税が始まります》

平成25年1月から、源泉税と併せて復興特別所得税を徴収・納付する必要があります。下記の事項に注意して、正しく徴収し、期限内に納付するようにしましょう。

- ・平成25年1月から社員への給与等の源泉徴収税額表が改正されます。この改正は復興所得税を含めたものになりますので、給与の支払時には源泉徴収税額表を必ず確認しましょう。
- ・税理士や司法書士などに支払う報酬・料金等は、復興特別所得税を含めた額で、源泉徴収する必要があります。納付義務は料金を支払った者に生じますので、正しく徴収・納付を行ってください。